

# 指定訪問介護 重要事項説明書

令和6年6月1日改定

指定訪問介護の開始にあたり、説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

事業者	社会医療法人玄真堂
所在地	〒871-0012 大分県中津市大字宮夫 14 番地 1
電話・Fax 番号	電話 (0979) 24 - 0464 Fax (0979) 24 - 6258
代表者	理事長 川 島 眞 人

## 2. 事業所の概要

### (1) 名称等

事業所名	ヘルパーステーションかわしま
所在地	〒871-0011 大分県中津市大字下池永 93 番地 13
電話・Fax 番号	電話 (0979) 22 - 9735 Fax (0979) 22 - 9715
管理者	入江 小百合
事業の実施地域	大分県中津市・宇佐市、福岡県築上郡・豊前市 * 但し、事業所から半径 10 k m の範囲

### (2) 営業日等

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日 : 9時から18時 土曜日 : 9時から13時 * 但し、祝日と12月30日から1月3日までを除く
サービス提供日 及び サービス提供時間	月曜日から 金曜日 : 8時から18時 土曜日 : 8時から16時 * 但し、12月30日から1月3日までを除く

### (3) 従事者体制

職 種	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1名		1名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	1名		1名	訪問介護員の職務兼務
訪問介護員		7名	7名	

#### (4) 事業所の体制

特定事業所加算（Ⅱ）を算定する事業所です。

人員の兼務や設備の共用にて介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）と障害福祉サービス事業（居宅介護支援）をあわせて実施しています。

### 3. 訪問介護の内容

介護保険法で定める身体介護や生活援助等の訪問介護の内容について、利用者の方が可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活ができるように、生活全般の支援を行います。

サービスの種類と概要

身体介護	排せつ・食事介助、清拭・入浴・身体整容、体位交換、移動・移乗介助、外出介助、その他の必要な身体介護
生活援助	調理、衣類の洗濯・補修、住居の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事 ※ 単なる家事の代行サービスではありません。
その他	訪問介護計画の作成や日常生活等に関する相談・助言

### 4. 利用料等

#### (1) 利用料金

介護保険が適用される場合は、一定以上所得者は2割または3割、その他の者は1割負担となります。

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額利用者負担となります。

#### 【基本サービス料金表】

##### ● 身体介護

基準時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間から30分 増すごとに
料金	1,630円	2,440円	3,780円	5,670円	820円加算

##### ● 生活援助

基準時間	20分以上 45分未満	45分以上	20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行う場合 [生活援助部分の所要時間]		
			20分以上	45分以上	70分以上
料金	1,790円	2,200円	650円	1,300円	1,950円

【 加算減算料金表 】

内容	金額	適用
初回加算	2,000 円 (1月につき)	新規の介護予防訪問介護に際し、サービス提供責任者が対応した場合
生活機能向上連携加算 (I)	1,000 円 (1月につき)	サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が利用者宅に同行し、共同にて訪問介護計画を作成し、サービスを提供した場合 (I) は初回の訪問介護が行われた月に (II) は初回の訪問介護が行われた月以降3月の間
生活機能向上連携加算 (II)	2,000 円 (1月につき)	
緊急時訪問介護加算	1,000 円 (1回につき)	利用者やご家族の要請で、居宅サービス計画にない身体介護を緊急に行った場合
特定事業所加算 (II)	所定単価に 10%加算	
早朝夜間加算	所定単価に 25%加算	早朝 (7時から8時) 夜間 (18時から21時)
同一建物減算	所定単価の 10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接敷地内の利用者の場合 事業所と同一敷地又は隣接敷地以外の建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
	所定単価の 15%を減算	事業所と同一敷地内又は隣接敷地内の利用者50人以上にサービスを行う場合
	所定単価の 12%を減算	6月間に事業所と同一敷地内又は隣接敷地内の利用者の割合が100分の90以上の場合
高齢者虐待防止未実施減算	所定単位の 1/100単位	当事業所は該当なし
業務継続計画未策定減算	所定単位の 1/100単位	令和7年4月1日から運用 当事業所は該当なし
介護職員等処遇改善加算 (I)	基本サービス費に、他の処遇改善に係る加算を除く 各加算減算を加えた総額の24.5%にあたる額	

基準時間は、実際の訪問介護の提供時間ではなく、サービス利用票に定められた時間となります。利用者の同意の上、やむを得ない事情で2人の訪問介護員等でサービス提供をする時は、所定単価の2倍になります。

介護保険料の滞納等により、介護給付費が事業者を支払われない場合は、介護報酬告示額の全額をお支払いいただきます。その際は、サービス提供証明書を発行します。そのサービス提供証明書を、市町村の窓口に提出すると、払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域に居住の方は無料です。

それ以外の地域の方は、1kmを20円として実費となります。計算方法は以下の通りです。

(事業所からご自宅までの片道の距離 km) × 2 × 20(円)

### (3) その他の費用

サービス提供に当たり使用する水道、ガス、電気等の光熱費や電話の料金、ゴム手袋やオムツ等の衛生用品や介護用品等の費用や食材料費、訪問時の駐車場使用料、生活援助における外出でかかる燃料費等は、利用者負担となります。

### (4) キャンセル料

事業所の従事者が訪問した時に、利用者の都合でサービス提供が中止となった場合には、訪問に伴う実費をキャンセル料として徴収させていただきます。

急変等の緊急かつやむを得ない場合はこの限りではありません。

サービス利用を休む時は、サービス提供開始時刻の 30 分前までに連絡をお願いします。

### (5) 支払方法

請求書は利用の翌月 10 日までに発行します。

郵便局口座引落とし、又は現金にて 25 日までにお支払いいただきます。

領収書は入金確認後に発行します。

## 5. 訪問介護の提供の終了

契約の終了及び解約をもってサービスの提供は終了となります。

なお、2 週間以内の入院でも、その退院後にサービスの利用がない場合は終了となります。

サービス提供の終了後に、再度サービス利用をするには、再度契約が必要となります。

## 6. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた時やその他必要な場合は、速やかに主治医やご家族、ケアマネジャー等へ連絡し、必要な処置を講じます。

また、営業時間内における利用者やご家族の緊急の要請に対しては、ケアマネジャーと連携を図り対応します。

緊急時連絡先	ヘルパーステーションかわしま (0979) 22 - 9735
--------	---------------------------------

## 7. 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生及びまん延の防止のために体制を整え、従事者への研修の実施や平常時からの衛生管理や感染対策等必要な措置を講じます。

事業所の従事者は、清潔の保持や健康状態について必要な管理を行っています。

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の呼吸器感染症やノロウイルス等による急性胃腸炎等の様々の感染症の予防や拡大防止のために、以下の点にご協力をお願いします。

- ① 利用者や同居のご家族には、常日頃から手洗いや手指消毒、うがい、咳エチケット等の感染予防や日々の体温測定等の健康観察をお願いします。
- ② 訪問日の朝の体温測定で、37 度以上ある時は、事前に状態等の連絡をお願いします。

訪問日に関わらず利用者や同居のご家族に発熱等の感染症を疑う症状があった時は、サービスの提供前に連絡をお願いします。

連絡いただいた際の状況でサービス提供できる状態でないとは判断される時は、サービス提供を中止させていただきます。その際にはご家族や担当のケアマネジャー等に連絡をします。

- ③ 感染症の予防のため、従事者はケアの前後に手洗いをさせていただきます。
- ④ 呼吸器感染症の流行期や咳がある時には、利用者やご家族にもサービス提供時には、マスクの着用をお願いします。また、三密を避けるように配慮し、必要に応じて換気をさせていただきます。
- ⑤ 感染の状況に応じて従事者はマスク、ゴーグル等の防護用品を使いサービスを提供します。
- ⑥ 利用者や同居のご家族が感染症の流行拡大地域へ出かける場合や、感染症の流行拡大地域からの来訪者と面会された場合には、サービス提供前に連絡をお願いします。
- ⑦ サービス提供時の衛生管理や感染予防に必要な物品は、利用者側で準備をお願いします。
- ⑧ 食中毒防止のため、使用する食材の賞味期限及び消費期限の確認と、調理した物の冷蔵庫保存を行います。
- ⑨ その他感染症の予防や拡大防止のために必要な処置を実施します。

## 8. 虐待防止と権利擁護

高齢者の意思と人格を尊重し常にその立場に立って処遇するように努め、いかなる理由があろうとも虐待は許さない行為であることを認識して、虐待防止を徹底します。

虐待の有無と虐待防止に係る点検体制を整え、虐待防止のための指針の整備、定期的な虐待防止検討委員会の開催や従事者への虐待防止の研修、虐待防止の権利擁護に係る責任者の設置等を行い、適切に対処します。虐待行為の前兆となる言葉使いや接し方を見つけた時は早期に改善し、虐待の芽を早期に摘むようにします。

虐待防止に関する責任者	管理者	入江小百合
-------------	-----	-------

## 9. 身体的拘束の適正化

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の生活の自由を制限する身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 10. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対し必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画を策定するとともに、研修や訓練等必要な措置を講じます。

## 11. 利用にあたっての留意事項

### （1） 金銭の取り扱いについて

居宅サービス計画にある買い物や受薬等の生活援助に要する金銭を除き預かりは行いません。銀行等からの金銭の引き出しや払い込み等の金銭に関するお手伝いは行いません。サービス提供時の金銭や貴重品等の管理にご協力をお願いします。

(2) 鍵の取り扱いについて

事業所及び事業所の従事者が、利用者宅の鍵をお預かりすることはしておりません。

サービス提供において、利用者宅の施錠等が必要な場合は、利用者やご家族、ケアマネジャーと取り扱い方法を決め、それに基づいて実施します。

(3) 書類等の取り扱いについて

サービスの提供に必要な書類を除き、事業所の従事者が書類等を預かることはしません。

(4) 火元の取り扱いについて

火災防止のために、利用者やご家族、ケアマネジャーと火元の取り扱い方法を決めて、それに基づいて実施します。

(5) ペットについて

大切なペットを守るため、また従事者が安全にケアを行うために、サービス提供中はペットにリードをつけていただくか、ゲージや居室以外での部屋へ保護する等の配慮をお願いします。

従事者がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合があります。

(6) 利用者等の言動やハラスメント対策について

飲酒や薬の服用等でサービス提供ができない時は、サービス提供を中止し、ご家族やケアマネジャーへ連絡をさせていただきます。

利用者やご家族との信頼関係を築き、質の高いサービスを提供するために、従事者に対する強要や嫌がらせ、誹謗中傷、暴言暴力、ハラスメント等の行為がないようお願いします。

ハラスメント等により、適切にサービス提供ができない状況になった場合には、サービスの中断や契約を解除する場合があります。その際には、ケアマネジャーへ連絡をします。

居宅サービス計画にないサービスのご要望に対しては対応できません。

居宅サービス計画にないサービスの提供を希望される時は、事前にケアマネジャーへご相談をお願いします。

(7) 写真や動画の撮影、録音、インターネット等への掲載について

サービス提供中の写真や動画の撮影、録音等やそれらをインターネット等への掲載する場合には、事前に連絡の上、許可を得ることが必要です。

(8) 従事者の個人情報とプライバシーについて

サービス提供に関係ない従事者の個人情報（生年月日や住所、電話番号、メールアドレス等）やプライバシーに関する事を、教えることはできません。

(9) その他

サービス提供は計画通りに行いますが、状況により訪問日や訪問時間の変更をお願いする場合は、事前に連絡をし、承諾を得ます。

交通事情により訪問の予定時刻が遅れる場合は、速やかに連絡します。

台風や雪等の悪天候により訪問日や訪問時間の変更を行う場合は、速やかに連絡します。

休業日でも居宅サービス計画に基づきサービス提供する場合があります。

当事業所は研修施設に指定されており、研修や養成の目的で研修医や学生等が同行する場合があります。

## 12. 相談苦情について

訪問介護への相談や要望、苦情又は人権擁護等に関する事は下記へ連絡をお願いします。

(1) サービス事業所 : ヘルパーステーションかわしま

連絡先	電話 (0979) 22 - 9735
受付日時	月曜日から金曜日 : 9時から17時 土曜日 : 9時から12時 * 但し、祝日と12月30日から1月3日までを除く
苦情受付担当者	管理者 入江 小百合
苦情解決責任者	在宅事業部長 尾形 かおり

その他

居宅介護支援事業所や、居住地の市町村の窓口等に、相談や苦情を伝えることができます。

大分県国民健康保険団体連合会	電話 (097) 534 - 8470
福岡県介護保険広域連合(豊築支部)	電話 (0979) 84 - 1111